平成25年度(第11回)

串本町農業委員会定例会会議録

平成26年2月10日(月)

第11回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成26年2月10日(水)午後1時30分~

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招集者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

議事

第52号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第53号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第54号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第55号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第56号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第57号 農地法第3条の規定による許可申請について

出席委員

1番 赤埴満夫 2番 岩谷吉啓 3番 岡田嘉治 4番 尾鷲壽夫

6番 吉川きり子 8番 坂田莞爾 9番 阪田洋好 10番 地當博巳

11番 芝崎憲年 12番 杉本正幸 13番 鈴木利朗 14番 竹田敏明

15番 角 是明 16番 中峰 聖 17番 中村省一 19番 西 豊

20番 東地寧司 21番 平崎茂樹 22番 吉井孝夫

欠席委員

7番 小山喜行

出席した職員

森嶋・松山

皆さんこんにちは。

それではただいまから、平成25年度第11回串本町農業委員会定例会を始めます。本日欠席届の出ている委員は7番、小山委員です。本日の会議録署名委員は、10番の地當委員、11番の芝崎委員を指名します。本日の議案は6件となっております、どうぞよろしくお願いします。

それでは早速議題に入ります。議案第52号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局

(議案書に従い朗読)

議長

それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

尾鷲委員

4番、尾鷲です。

議長

4番、尾鷲委員。

尾鷲委員

(担当委員の現地調査説明等)

議長

ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。

吉井委員

22番。

議長

22番、吉井委員。

吉井委員

草刈り等を実施しているということですが、現況はどんな感じですか。

尾鷲委員

ちょっと前にシルバー人材センターに頼んで刈ってもらったみたいで、 そういう意味ではきれいな土地です。しかし、四方が宅地に囲まれており、 現状は宅地と一体化してしまっております。

吉井委員

若干違うかも分かりませんが前に良く似た案件があったと思うんです。 周囲の土地と一体化していて、駐車場のようになっていたという。今後非 農地というものが多くなってくると思うんですが、その辺の判断は難しい ものがあるんではないかと思う。

事務局。何かありませんか。

事務局

1つの土地の中に、4筆に分かれておりまして、内3筆が宅地で1筆だけが畑で、家の敷地の中に庭としてある部分が、農地としてそのまま残っているような状況です。どのように判断するかということは、皆さんでご議論して決定して頂けたら良いかと思います。現場の状況は草刈り等もしてある程度管理されていますので、更地というかまあきれいな状況ですが、昭和49年頃から数十年に渡って耕作されていないということと、周囲が宅地に囲まれてそれと一体化しているという状況から、事務局としては致し方ない部分かなあと思います。

議長

19番、西委員。何かコメントありませんか。

西委員

私も当日一緒に現地調査に行きました。1つの屋敷全体としては、100坪くらいでしょうか。その中で4筆に分かれているそうで、畑となっている場所はちょうど真ん中に位置しています。もし仮にその宅地に家が立った場合、ここはもう農地としての利用はできないと思います。

議長

ありがとうございました。他にございませんか。なければ私の方から一言付け加えさせて頂きます。以前に田並と和深において、一旦保留にして別の出し方で出して、転用申請で出して、許可したという経過がありました。皆さんご承知のとおり農地法に関しては現況主義ということですが、今回の場合は、調査委員からも報告ありましたように宅地に囲まれていて、裏も山ですので、農地として残すべき土地かというか、ここだけなぜか分からないが農地として残っていたというような状況です。その辺のところを踏まえて皆さんに決めて頂きたいと思います。以上です。何か質問ございますか。

質問が無いようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしの声多数につき、本案については原案とおり承認することに決 定致しました。

次へまいります。議案第53号、農地法第2条の農地でない旨の証明願

についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局(議案書に従い朗読)

議長 続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。

西委員 18番、西です。

議長 18番、西委員。

西委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事 務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑が無いようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承 認可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声多数につき、本案については、原案通り承認することに決 定致しました。

> 次へまいります。議案第54号、農地法第2条の農地でない旨の証明願 についてを議題とします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。

芝崎委員 11番、芝崎です。

議長 11番、芝崎委員。

芝崎委員 (担当委員の現地調査説明等)

ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事 務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。

(なしの声)

議長

無いようですのでここでお諮りをします。本案については、原案通り承認可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしの声多数につき、本案については原案とおり承認することに決 定致しました。

次へまいります。議案第53号、農地法第2条の農地でない旨の証明願 についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局

(議案書に従い朗読)

議長

続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。

中峰委員

16番、中峰です。

議長

16番、中峰委員。

中峰委員

(担当委員の現地調査説明等)

議長

ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事 務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。

(なしの声)

議長

無いようですのでここでお諮りをします。本案については、原案通り承認可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしの声多数につき、本案については原案とおり承認することに決 定致しました。

次へまいります。議案第56号、農地法第2条の農地でない旨の証明願 についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局

(議案書に従い朗読)

議長

続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。

杉本委員

12番、杉本です。

議長

12番、杉本委員。

杉本委員

(担当委員の現地調査説明等)

議長

ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事 務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。

(なしの声)

議長

無いようですのでここでお諮りをします。本案については、原案通り承認可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしの声多数につき、本案については原案とおり承認することに決 定致しました。

次へまいります。議案第57号、農地法第3条の農地法第3条の規定に よる許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお 願いします。

事務局

(議案書に従い朗読)

議長

続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。

尾鷲委員

4番、尾鷲です。

4番、尾鷲委員。

尾鷲委員

(担当委員の現地調査説明等)

議長

ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事 務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。

(なしの声)

議長

無いようですのでここでお諮りをします。本案については、原案通り承認可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしの声多数につき、本案については原案どおり承認することに決定致しました。以上を持ちまして、本日予定していた議案は全て終了致しました。

次にその他へまいります。事務局の方から何かありませんか。

事務局

毎年のことでありますが、農地の調査ということで皆さんのお手元に資料をお配りさせて頂いております。ご協力のほどよろしくお願い致します。

議長

皆さんのお手元にあります資料ですが、航空写真でありまして、昨年も やっているので分かると思います。何か質疑があれば伺いますが、質疑ご ざいませんか。また分からないことがあれば、直接事務局の方へ尋ねて下 さい。提出期限は、今月末ということになっていますので、よろしくお願 いします。

他に何か皆さんの方からございませんか。

平崎委員

21番。

議長

21番、平崎委員。

平崎委員

太陽光発電について、農地に対してやるということも最近多くて、まだこれから議案として上がってくる分もあるわけだが、農業委員会へかかれ

ば書類がきちっと整ってあって問題なければ、まあ通ると思う。しかし、 行政あるいは議会の方として何もないのか、そのまま素通りして認めてい くのか。何か他の特別な審査とかは必要ないのか。

事務局

議会の方としては特に何もありません。認めていくかどうかということについては、農地法で定められているだけで、太陽光発電だから特別にそれ以外の審査があったり手続きがあるかといえば、そういうことはありません。住宅を建てるとか駐車場にするとか、他の転用事業と同じように審査をして可否を決定してく事になります。

議長

事務局が言ったように、太陽光発電だから特別何か審査をするということはなく、農地法に照らして法に基づいて判断して、他の住宅や駐車場やといった転用と同じように決定して認めていくということです。

私は県の審査会へ出席しますと、何 ha という規模、いわゆるメガソーラーというものがどんどん出てきます。そういう規模でないとなかなか事業として出来ないというところもあるようです。まあ神経は使いますが、特段法に反していない限りは、許可されていきます。確かにその後どうなるんなという話になれば、それは分かりませんが、それを言い出したら何も出来んということにもなります。

平崎委員

農地が狙われていくということに対して、何も問題出てこないかなあと 心配な部分もある。非常に多すぎるような感じがする。実際そういう話に ついて、ソーラーをやるやらんといった情報を集めておく必要もあるんで はないか。

事務局

会長も先程言われましたように、県の会議でもたくさん議案が出てくるということですので、串本町だけがという話ではありません。また和歌山県だけでなく他府県でもそういった話はあると思います。ただ串本は本州最南端ということもあり日照条件等も良く、余計にターゲットになりやすい状況はあると思います。

農業委員会としては、やはり農地を守るという立場ですので、委員が言われる懸念というのも分かります。しかし、地権者からすれば、耕作放棄地となっている状況で、そういったソーラーの話があれば、ちょっとでも土地を有効活用したいという気持ちも当然あります。但しごく最近始まった事業なので、20年間という長い期間ですので、管理面であるとか条件面等あとあとトラブルとならないよう、慎重にお考え頂きたいと思います。

関電の買取価格が年々下がっては来ており、そういうことから今後は少なくなっていくんではないかと思っております。

議長

農業会議や県の方が、情報を持っているので、県内の状況などを取りまとめて示すことも今後あるかもしれません。また、何か問題が発生した場合には、県全体の話ですので、県全体として対処等を考えていくんだろうと思います。場所としては、現在耕作しているようなところは全くなく、放棄地となって非農地化しているようなところが多いです。先月も古座川町でありました。

平崎委員

これについては、耕作放棄地の利活用という問題と大きく関わってくる。

議長

他に何かございませんか。

無いようですので、本日の会議はこれにて閉会致します。ありがとうご ざいました。

午後2時20分 定例会終了

会 長

署名委員

署名委員